

○ 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和六十三年大蔵省令第四十号）（第二十条関係）

改正案	現行
<p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案し株主が有している株式から除外するもの）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社の会社の株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この号及び第六号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う</p>	<p>（所有の態様その他の事情を勘案し株主が有している株式から除外するもの）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十三条第一項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買</p>

た場合（当該上場会社等が商法第二百十條の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けたときは、証券会社に委託等をして行つた場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

三〇五（略）

六 前二号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

イ 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社

ロ・ハ（略）

七〇九（略）

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行つ場合に限る。）

イ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）

ロ（略）

十一 商法第二百八十條ノ二十一第一項に規定する決議に基づき新

付けていた株券以外のものを買付けたときは、証券会社に委託等をして行つた場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

三〇五（略）

六 前二号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

イ 上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の二十五以上の割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

ロ・ハ（略）

七〇九（略）

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行つ場合に限る。）

イ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。）

ロ（略）

十一 商法第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株

株予約権を取得した場合

十二 商法第二百八十条ノ二十一第一項に規定する決議に基づき新株予約権を取得した者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行った場合

十三 (略)

式の譲渡を請求する権利(次号において「株式譲渡請求権」といふ。)を取得した場合

十二 商法第二百十条ノ第二項第三号に規定する契約に基づき株式譲渡請求権を有する者が当該株式譲渡請求権を行使することにより株券の買付けを行った場合

十三 (略)

出 発	戻 入
<p>別紙様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p>____財務（支）局長 殿 役員又は主要株主の売買報告書</p> <p>〔特定有価証券等の種類（ 該当するものを で囲むこと。また、その他の欄に該当する特定有価証券等の種類若しくは取引の種類を記載すること。）：1．株券等 2．<u>新株予約権付社債券等</u> 3．その他（ ）〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1．（略）</p> <p>2．特定有価証券等の種類 次の分類に応じて該当する番号を で囲むこと。（国内発行、海外発行を問わない。） 普通株式、優先株式および新株引受券証書... 1 普通社債券、<u>新株予約権付社債券</u>および<u>新株予約権証券</u>... 2</p> <p>その他... 3 (注)その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の種類を記載すること。（例：預託証券）</p> <p>3・4．（略）</p> <p>5．銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等（の売買）に係る取引（例：有価証券オプション取引等）の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券、<u>新株予約権付社債券</u>および新株引受権証書については、<u>回記号及び発行年月日を併せて記載すること。</u></p> <p>6～11．（略）</p> <p>12．執行市場区分 売買等が執行された市場等（取引所等）について、次の市場区分コード（1～11）の中で該当するものの番号を記載すること。 (注)市場区分コード... 東京：1 大阪：2 名古屋：3 福岡：6 札幌：8 上場会社の発行した有価証券を取引所以外で売買執行：9 店頭売買有価証券の発行者が発行した有価証券：10 その他：11</p> <p>13．（略）</p> <p>14．数量 売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。 (注)記載単位... 株式：1株 普通社債券・<u>新株予約権付社債券</u>：1万円 <u>新株予約権証券</u>：1証券 上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>15～17．（略）</p>	<p>別紙様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p>____財務（支）局長 殿 役員又は主要株主の売買報告書</p> <p>〔特定有価証券等の種類（ 該当するものを で囲むこと。また、その他の欄に該当する特定有価証券等の種類若しくは取引の種類を記載すること。）：1．株券等 2．<u>転換社債券等</u> 3．その他（ ）〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1．（略）</p> <p>2．特定有価証券等の種類 次の分類に応じて該当する番号を で囲むこと。（国内発行、海外発行を問わない。） 普通株式、優先株式および新株引受権証書... 1 普通社債券、<u>転換社債券</u>、<u>新株引受権付社債券</u>および<u>新株引受権証券</u>... 2 その他... 3 (注)その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の種類を記載すること。（例：預託証券）</p> <p>3・4．（略）</p> <p>5．銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等（の売買）に係る取引（例：有価証券オプション取引等）の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券、<u>転換社債券</u>、<u>新株引受権付社債券</u>および新株引受権証書については、<u>回記号及び発行年月日を併せて記載すること。</u></p> <p>6～11．（略）</p> <p>12．執行市場区分 売買等が執行された市場等（取引所等）について、次の市場区分コード（1～11）の中で該当するものの番号を記載すること。 (注)市場区分コード... 東京：1 大阪：2 名古屋：3 <u>京都</u>：<u>4</u> <u>広島</u>：<u>5</u> 福岡：6 <u>新潟</u>：<u>7</u> 札幌：8 上場会社の発行した有価証券を取引所以外で売買執行：9 店頭売買有価証券の発行者が発行した有価証券：10 その他：11</p> <p>13．（略）</p> <p>14．数量 売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。 (注)記載単位... 株式：1株 普通社債券・<u>転換社債券</u>・<u>新株引受権付社債券</u>：1万円 <u>新株引受権証券</u>：1証券 上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>15～17．（略）</p>